



福島医発第 807 号 (地)

平成 26 年 6 月 16 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

診療報酬明細書の記載事項等について (お願い)

平成 26 年 4 月の診療報酬改定に伴い、診療報酬明細書の記載要領通知の一部改定が行われたところですが、今般、社会保険診療報酬支払基金福岡支部より、別紙のとおり記載不備等について県内全医療機関に通知する旨連絡がありましたのでお知らせいたします。

特に、検査について、エステル型コレステロールの検査を行った際に、他の検査で代替できない理由を「摘要」欄に記載していない例が多く見受けられたとのことでしたので、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員にご周知いただきますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 山下拓郎
会長 蒲池 壽

事務連絡
平成26年6月4日

保険医療機関 御中

社会保険診療報酬支払基金福岡支部

診療報酬明細書の記載事項等について（お願い）

平素は、支払基金の業務運営にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、本年4月に診療報酬改定及び「診療報酬明細書の記載要領」通知の一部改正が行われ、ご提出いただいた4月分診療報酬明細書を拝見したところ、下記の事項について一部記載不備等が見受けられましたのでご留意いただきますようお願いいたします。

なお、貴医療機関におきまして、当該診療行為の請求がない、あるいはすでに正しい記載方法により請求されている場合は参考としてご高覧願います。

記

1 在宅医療

在宅患者訪問診療料2を算定した場合は、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（平成26年3月5日保医発0305第3号）に掲げる「別紙様式14」に必要事項を記載のうえ（又はそれに相当する訪問診療計画等をコピーし）、診療報酬明細書に添付願います。

なお、電子レセプトにて請求されている医療機関におかれましては、できるだけ電子的な記録方式（「訪問看護に係る記録書」別紙様式14のとおりの内容を症状詳記に記録する）により請求をお願いいたします。

また、「別紙様式14」を紙により提出される場合、同様式に記載欄はありませんが、該当レセプトとの照合に必要ですので、医療機関コード及び名称、当該患者の保険種別及び保険者番号、記号・番号を記載いただくか、これらの事項を記載した用紙を添付いただくようお願いいたします。

参考までに、疑義解釈資料その6により、「別紙様式14」の添付は本年9月診療分まで添付を省略してもやむを得ないこととされておりますので申し添えます。

※ 疑義解釈資料（抜粋）及び訪問看護に係る記録書の記録方法を添付しておりますのでご参照ください。

2 精神科専門療法

20歳未満の患者に対して通院・在宅精神療法を行い、注3に掲げる加算を算定した場合は、当該保険医療機関の精神科を初めて受診した日を「摘要」欄に記載願います。

3 検査

次の検査を実施した場合は、他の検査で代替できない理由を「摘要」欄に記載願います。

- ・ 肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) (羊水)
- ・ エステル型コレステロール
- ・ 遊離脂肪酸
- ・ 前立腺酸ホスファターゼ
- ・ カタラーゼ
- ・ シスチンアミノペプチダーゼ (CAP)
- ・ 溶連菌エステラーゼ抗体 (ASE)
- ・ リウマトイド因子 (RF)
- ・ LEテスト定性

4 リハビリテーション

廃用症候群に該当するものとして脳血管疾患等リハビリテーション料を算定する場合に添付(記録)する「別紙様式 22」の様式が変更されています。

紙により添付される場合は、新様式にて提出願います。

なお、電子的な記録(症状詳記)による場合は、新様式に基づく記載事項を記録願います。今般、新たに記載が必要となった主な事項は次のとおりです。

- ・ 心大血管疾患リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料、障害児(者)リハビリテーション料、がん患者リハビリテーション料の対象とならない理由
- ・ 廃用をもたらすに至った要因(疾病コード)
- ・ 月ごとの評価点数(BI又はFIM)

5 その他

「70歳代前半の被保険者等に係る一部負担金等の軽減特例措置実施要綱」の一部改正等に伴う診療報酬請求書及びレセプト記載等

(1) 診療報酬等請求書の記載

特例措置対象者のレセプトと2割負担対象者のレセプトとは診療報酬等請求書上は区別する必要はなく混在して集計願います。

(2) レセプトの記載(保険種別)

保険種別の記載については、従来どおりです。

高齢受給者一般・低所得者のうち、特例措置により1割負担となる者と、適用を受けない2割負担の者の判別については、「氏名」欄に記載される生年月日等により行うことから、特段の記載は必要ありません。

【参考資料】

○疑義解釈資料の送付について（その４）（平成 26 年 4 月 23 日付事務連絡）

（問 17）在宅患者訪問診療料 2 を算定する場合に記載する「別紙様式 14」について、診療報酬明細書に添付することとあるが、別紙様式 14 のとおりの内容を症状詳記に記載することで電子請求を行うことも可能か。

（答） 可能である。

なお、当該症状詳記の記載例については、平成 26 年 3 月 26 日保医発第 0326 第 3 号「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について（平成 26 年 4 月 23 日付一部改正）を参照のこと。

（問 20）在宅患者訪問診療料 2 を算定する場合に記載する「別紙様式 14」について、紙で当該様式を診療報酬明細書に添付する場合、医療機関で用いている訪問診療計画等が、別紙様式 14 の内容をすべて含んでいる場合は、この様式をコピーして添付することは可能か

（答） 可能である。

○疑義解釈資料の送付について（その６）（平成 26 年 5 月 7 日付事務連絡）

（問 1）在宅患者訪問診療料 2 を算定する場合に記載する「別紙様式 14」について、「診療報酬明細書に添付する、又は別紙様式 14 のとおりの内容を症状詳記すること。」とあるが、平成 26 年 4 月診療分から添付することとなるのか。

（答） 在宅患者訪問診療料 2 を算定する場合に記載する「別紙様式 14」については、疑義解釈資料の送付について（その４）（平成 26 年 4 月 23 日付事務連絡）において、①診療報酬明細書の症状詳記に記載することで電子請求を行うことが可能であること、②当該医療機関で用いている訪問診療計画等の様式が「別紙様式 14」の内容をすべて含んでいる場合は、当該訪問診療計画等をコピーして紙で診療報酬明細書に添付することが可能であること等を示したところであるが、電子請求を行うための準備期間等を考慮し、平成 26 年 9 月診療分までは添付を省略してもやむを得ないものである。

○「別紙様式14」（訪問看護に係る記録書）の記録方法

「疑義解釈資料の送付について（その4）」（平成26年4月23日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡）の（問17）に示された、在宅患者訪問診療料2を算定する場合に記載する別紙様式14「訪問診療に係る記録書」について、電子請求時の記録方法は次のとおりです。

1 記録方法

(1) レコード種別

症状詳記レコード

(2) 症状詳記区分

症状詳記区分コード「90：上記以外の診療報酬明細書の場合」

(3) 症状詳記データ

別紙様式14のとおりの内容を記録

(4) 記録例

SJ,90,※「訪問診療に係る記録書」

SJ,,※「患者氏名」 ○○ ○○

SJ,,※「要介護度」 要介護5

SJ,,※「認知症の日常生活自立度」 4

SJ,,※「患者住所」 ○○市○○町○○番地○○号室

SJ,,※「訪問診療が必要な理由」 ○○○○○○○○○○○○

SJ,,※「訪問診療を行った日」 平成○年○月○日

SJ,,※「患者氏名（同一建物居住者）」 1（○○○○）、2（△△△△）、・・・

SJ,,※「診療時間（開始時刻及び終了時間）」 1（10時～11時）、
2（11時～12時）、・・・

SJ,,※「診療場所」 1（同上○○号室）、2（同上△△号室）、・・・

SJ,,※「在宅患者訪問診療料2、往診料」 1（在宅患者訪問診療料2を算定）、2（往診料を算定）、・・・

SJ,,※「診療人数合計」 10人

SJ,,※「主治医氏名」 □□ □□

2 その他

別紙様式14「訪問診療に係る記録書」の記入上の注意を踏まえ記録すること。

なお、別紙様式14の記載すべき内容がすべて含まれている場合は、前1の（4）の記録例によらず記録することもできる。